

令和8年度大阪市立弘済院用地（跡地）売却支援業務委託  
公募型プロポーザル選定会議開催要綱

（目的）

第1条 福祉局長は、弘済院用地の売却支援業務を実施する事業者を選定するに当たり、外部の有識者等から意見を聴くことを目的に、「令和8年度大阪市立弘済院用地（跡地）売却支援業務委託公募型プロポーザル選定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の選定方法及び選定基準の設定に関すること
- (2) 企画提案に対する評価及び業務の目的等に最も合致した企画提案がなされた事業者の選定に関すること

（会議のメンバー）

第3条 メンバーは、前条に掲げる事項に関する識見を有する者のうちから3名を福祉局長が委嘱する。

（座長）

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

（開催方法）

第5条 会議は、福祉局長が招集する。

- 2 会議は、本市指定場所またはオンラインで開催する。
- 3 第2条第1号については、メンバーからの書面等による意見の聴取をもって会議の開催に代えることができる。
- 4 第2項の場合においては、一部のメンバーから、会議での意見に代えて書面等による意見の表明を要望された場合、その意見を当該会議の場で聴取したものとみなすことができる。

（選定の公正性の確保）

第6条 会議における選定の公正性を確保するため、次の各号に留意することとする。

- (1) メンバーが、企画提案の内容と利害関係が生じるおそれのある場合は、その会議に参加しない。
- (2) メンバー名は、委託候補者選定結果と合わせて公表する。
- (3) 会議は非公開とする。
- (4) 提案者を特定できる内容をマスキングした提案資料に基づき、選定に関する意見を聴取する。

(メンバーの守秘義務)

第7条 メンバーは、所管業務を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(開催期限)

第8条 会議の開催期限は、業務委託の契約締結日までとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、大阪市立弘済院管理課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、大阪市立弘済院連絡調整担当課長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月3日から施行する。